

(整理番号 619)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第1回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年8月28日(水)
午後2時01分から同3時20分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 審議の進め方について
 - (3) 審議資料について
 - (4) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
 - (1) 部会長に表田委員、部会長代理に村上委員が選出された。
 - (2) 今年度の大阪府塗料製造業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
 - (3) 事務局から専門部会における審議の進め方について説明が行われた。
 - (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
 - (5) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - 労働者代表委員からは、特定最低賃金の水準は、今後、少子高齢化や労働力人口の減少・離職の増加により人手不足が本格化し、競争激化が予想される労働市場における、当該産業の社会的地位を

表すものであること。産業の存続・発展にとって極めて重要な要素であり、良い人材の確保、他産業への人材流出防止のため等の理由から必要性有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、ナフサ価格の高騰による製造への影響、大阪府最低賃金が今後も上昇していく中で塗料製造業における最賃差別化へのインパクトがどの程度好影響をもたらすのか不透明である等の理由から必要性有りとは言えないとの主張があった。

(6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。